

前回復興委員会等における主な御意見の反映状況

1 「復興推進プラン」(案) に反映した主な御意見

No.	復興推進プラン 該当箇所	御意見等の内容	反映状況
1		「これからは、復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせる」という表現が、無理矢理終わらせてしまう印象を持つので、別表現を検討してほしい。	御意見を踏まえ、「復興計画期間に整備が終わらなかった社会資本などについては、早期に整備を完了する」と変更しました。【案P1】 (変更前)
2		「復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本」という表現について、防潮堤などの「重要部分」を「一部」と表現している。被災地の安全を確保するために不可欠なものであり、早期整備が必要なものという認識に欠ける印象をもつ。	「復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせる」 (変更後) 「復興計画期間に整備が終わらなかった社会資本などについては、早期に整備を完了する」
3	はじめに	被災者支援を行う際も個人の尊厳の尊重や生存権、幸福追求権の保障など幅広い理念の中で行われるべきと考える。	復興の取組は、個人の尊厳を基本価値とし、「誰一人として取り残さない」という理念のもと、推進すべきものであることから、その旨を明記しました。【案P1】 (変更前) 「このプランにおいては、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施していきます。」 (変更後) 「このプランにおいては、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、 <u>個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと</u> 、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施していきます。」

No.	復興推進プラン 該当箇所	御意見等の内容	反映状況
	II 暮らしの再建		
4	1 保健・医療・福祉	「栄養指導」という用語について、県民と同じ目線に立って「栄養・食生活サポート」など、支援する形の文言に修正してほしい。	御意見を踏まえ、「栄養・食生活支援」と記載を変更しました。【案P23】 (変更前) 「被災者の健康の維持・増進を図るため、市町村が実施する被災者への健康相談や <u>保健指導、栄養指導</u> 等の保健活動を支援します。」 (変更後) 「被災者の健康の維持・増進を図るため、市町村が実施する被災者への健康相談や <u>栄養・食生活支援</u> 等の保健活動を支援します。」
5	2 教育・文化・スポーツ	沿岸地域の利用者からは非常に好評である通学定期の半額助成について記載してほしい。	被災地域における教育環境の整備・充実に向けて、いわての学び希望基金を活用した「被災地通学支援事業費補助金」については重要な取組と認識していることから、御意見を踏まえて構成事業に加え、引き続き安心して学べる環境の整備に取り組むこととしています。【案P31】 (対応事業) 被災地通学支援事業費補助
	III なりわいの再生		
6	2 商工業	「新たな交通ネットワークを生かしながら、地域産業の振興を図ります。」という長期ビジョンの文言に対応した記載が欲しい。	新たな交通ネットワークによる物流効果の重要性を踏まえ、復興道路などを活用した県内企業の生産性向上や販路拡大に向けた取組の支援について盛り込みました。【案P50】 「 <u>復興道路や港湾などを活用して、県内企業の生産性向上や販路拡大に向けた取組を支援します。</u> 」
7	3 観光	「安全・安心な観光地の構築」という長期ビジョンの文言に対応した記載が欲しい。	御意見を踏まえ、主な取組内容として「安全・安心な観光地づくりの推進」を新たに盛り込みました。【案P60】 ⑤ <u>安全・安心な観光地づくりの推進</u> 観光地における旅行者等の安全・安心が図られるよう、災害時における避難場所や避難経路をはじめとする防災情報の旅行者等への提供を促進することにより、 <u>安全・安心な観光地づくりを推進します。</u>

2 プランの推進にあたり参考とする主な御意見・その他

No.	復興推進プラン 関連箇所	御意見等の内容	対応状況
1	はじめに	幸福は様々な課題や困難を乗り越えて手に入るものなので、県の支援策ばかりでなく、被災者がどのようにして幸福を追求すべきなのか、その幸福追求のプロセスについて、明らかにしてほしい。	復興の推進に当たっては、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本指針」に位置づけた被災者一人ひとりの幸福追求権の保障をはじめとする原則を引き継ぐこととしています。 この原則のもと、「岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」などを通じて被災地の現状を把握しながら、被災者一人ひとりの復興が成し遂げられるよう、必要な取組を最後まで継続することで、その幸福追求権を保障していきます。
2	復興推進の取組 (全体)	女性が社会へ参画した上で、育成・活躍・定着していかないと、女性の人口流出は止まらないと思う。そのため、参画だけでなく、育成・活躍・定着まで繋がる視点の取組を考えてほしい。	人口減少対策を進めていく上では、子育ての負担や、仕事と育児の両立といった様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換していくことが大切であり、女性の参画だけではなく、育成・活躍・定着に繋げる取組が必要と考えます。 県では、女性のライフステージに応じたセミナー開催や経営者研修、女性活躍企業等認定制度の普及などにより、育成・活躍・定着の取組を進めているところですが、次期総合計画においては、政策推進プランにおける「参画」の分野に、女性の活躍支援について盛り込むとともに、復興推進プランでも女性活躍企業等認定制度の普及や女性による起業支援について盛り込むなど引き続き取組を推進することとしています。
3		女性の参画を進めるためには、労働者としての女性の雇用を促進するだけでなく、人材育成の観点から、女性のリーダーを育てていく具体的な取組が必要である。	社会の様々な分野に女性の参画を進めるためには、女性の雇用だけではなく、政策・方針決定過程への女性の参画や、職業生活における女性の活躍を推進するための人材育成・リーダー養成が大切と考えています。 このことから、次期総合計画においては、政策推進プランにおける「参画」の分野で、これらについて盛り込むとともに、復興推進の過程においても女性参画推進専門委員会の開催などを通じて引き続き女性参画の推進を図っていきたいと考えています。
	I 安全の確保		
4	1 防災のまちづくり	防災については、ソフト面の充実した取組も必要なので、若手消防団員の確保についても記述していただきたい。	消防団員については、「いわて消防団応援の店登録事業」や機能別団員制度などを通じた、幅広い世代の消防団員確保を推進していく中で、若手の確保にも併せて取り組んでいきます。【案P7参照】

No.	復興推進プラン 関連箇所	御意見等の内容	対応状況
5	2 交通ネットワーク	「復興道路等」という表現はあるが、国が施行している宮古盛岡横断道路などの「復興支援道路」も重要な道路なので、個別に言及してほしい。	国が施行する復興支援道路についても、復興推進プランにおいて、「復興道路」として包含して表現しているところです。 具体的には、主な取組内容として三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路を例示し、その整備を推進していくこととしています。【案P13参照】
6		道路の整備だけでなく、河川の浚渫（しゅんせつ）についても触れてほしい。	河川の浚渫については、洪水災害に対する安全度の向上を図るため、継続的に取り組む必要があることから、政策推進プランに河道掘削の着実な実施を盛り込み、取り組むこととしています。
	II 暮らしの再建		
7	1 生活・雇用	応急仮設住宅について、2020年度以降も生活の困窮等の理由から退去できず、支援し続けなければならない入居者が発生することも想定されるので、支援方法についてぜひ検討していただきたい。	応急仮設住宅に入居している世帯が一日も早く恒久的な住宅に移行できるよう、また、移行後も安心して生活することができるよう、沿岸に設置している「被災者相談支援センター」や「いわて内陸避難者支援センター」において相談支援を行うこととしています。 また、引き続き災害公営住宅の早期完成に取り組むとともに、低所得者に対しては災害公営住宅の家賃減免等を行うこととしています。【案P15参照】
8		女性の人口流出が激しく、特に新規学卒者ではなく何年か県内企業に勤めた上で、25歳頃から離職して首都圏に出ていく方が、震災後顕著になっている。そのため、出産・子育て・教育環境に加え、女性の雇用問題に係る対策についての検討を進めてほしい。	女性の人口流出については、高校卒業後に県内就職した方が数年後に離職し、県外に転出する傾向があるため、今後一層、女性が働くことのできる職場の確保が重要であると考えています。 このことから、主な取組内容として、女性が働きやすい雇用・労働環境の整備の促進、キャリアカウンセリングや研修等による女性・若者の就職活動や職場定着の支援、女性・若者などへの職業能力開発の支援等を盛り込んでおり、引き続き関係機関と連携し取組を進めていくこととしています。 【案P16、17参照】
9	4 地域コミュニティ	地域づくり分野でのコミュニティ作りが活発な一方で、福祉分野でのコミュニティ作りも活発なので、組織づくりの際には連携しながら進めていただきたい。	被災地における福祉コミュニティづくりについては、被災者が応急仮設住宅等において孤立することのないよう、主な取組内容として「互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進」を盛り込み、住民相互に生活を支え合う仕組みづくりの取組を進めているところです。【案P35参照】 御意見のありました地域づくり分野との連携については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。

No.	復興推進プラン 関連箇所	御意見等の内容	対応状況
	Ⅲ なりわいの再生		
10	1 水産業・農林業	震災後、販路開拓が進み、沿岸部のウニやアワビなどの特産品が東京に流出してしまい、地元民の手に入り難くなっている。生産者の収入確保も大事だが、地域の食文化を守る視点からの地産地消の視点も必要である。	「地産地消」視点での販路開拓については、市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工など多様なルートを確保するための取組を促進することとしています。
11		「三陸ブランド」を確立するため、衛生品質管理の高度化、トレーサビリティの確立、製品の安定供給に加え、今後も様々な工夫を行ってほしい。	「三陸ブランド」の確立については、産地市場の評価の向上を図るため、衛生品質管理の高度化や水産加工品コンクール、展示商談会の開催等を通じて、県産水産物や加工品の魅力の発信などに取り組むこととしています。 【案P42参照】
12	2 商工業	二重債務は完済することは困難であるので、事業者が完済できない状況になる前段階から、対処方法の検討を行っていただきたい。	二重債務問題については、これから本設移行に取り組む事業者や、支援決定を受けて事業再生を目指す事業者もあることから、主な取組項目として、事業計画の策定支援や債権買取等の支援を盛り込み、引き続き事業者に対する切れ目のない支援をしていくこととしています。【案P51参照】
	Ⅳ 未来のための伝承・発信		
13	1 事実・教訓の伝承	今後、復興の取組について、検証の必要性が出てくることも意識した方がよい。	主な取組内容として、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓のとりまとめ、国内外に発信していくことについて盛り込んでいるところですが、当該とりまとめにあたっては、県以外の主体も含めた、これまでの8年間の復興の取組についても、取りまとめを行った上で、将来の防災・減災・復興に生かせるものとなるよう、教訓を提言として発信していくこととしています。 【案P66参照】